



志摩市南張財産区議会議員選挙選挙長告示第3号

令和8年10月4日執行の志摩市南張財産区議会議員選挙における候補者が、その選挙における委員の定数を超えないから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第268条により適用する同法第100条第4項の規定に基づき投票は行わないこととなったので、同条第5項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

志摩市南張財産区議会議員選挙選挙長 岩田 一幸

